

令和6年度 石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 令和6年11月13日(木) 10時30分～12時15分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1406会議室
- 3 委員の出席 10名中10名出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶：藤原農林水産部次長兼水産課長

議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 遊漁船業の適正化に関する法律の改正について

事務局

改正遊漁船業法、船舶安全法施行規則の改正及び特定操縦免許制度の改正について説明。改正遊漁船業法については遊漁船業者が改正後にすぐに対応しなければならない点として、新しい業務規程の作成・提出等があり、水産課として順次指導や見回り等に対応。船舶安全法施行規則の改正については、遊漁船には法定無線設備、非常用位置等発信装置及び救命いかだの搭載が将来的に義務化される予定。特定操縦免許制度の改正について、改正後は免許講習の時間が増加したり、履歴限定制度が導入されたりしたが、水産課等でも説明しているが、運輸局としても周知の徹底をお願いしたい。

委員

- ・近年は漁業者と遊漁者とでルール作りをしているため、良好な関係が築けている。
- ・遊漁船業を営んでいる漁業者への講習等の周知が十分ではないため、対応してほしい。
- ・新しい制度での特定免許へ更新している業者かどうかの確認は誰でも可能なのか。

事務局

- ・漁協を含めて漁業者への周知は今後も徹底していきたい。また、説明会も随時開催しているので、ぜひ漁業者への参加をお願いしていただきたい。
- ・特定免許の有無は免許証でしか確認できないが、遊漁船業の登録には必須となっている。

(2) 遊漁に関する問合せについて

事務局

遊漁に関する法律とその問い合わせ内容について説明を行った。漁業法については、採取できる魚介類の種類 of 問合せが多かった石川県漁業調整規則については、やすやひき縄釣りなどの採取方法についての問合せが多かった。石川海区漁業調整委員会指示については遊漁船の規制の問合せの時に釣り禁止区域の説明を行っている。広域漁業調整委員会指示では、クロマグロの規制に遊漁者の意見を聞いている。

るかを聞かれたが、全国の遊漁団体の意見を聞いている旨の説明を行った。

委員

- ・定置網に侵入して、釣りをする方がいるがどうにかならないか

事務局

- ・石川海区漁業調整委員会指示の違反にあたりますので、水産課の取締船も含めてしっかりと対応したい。

(3) くろまぐろ遊漁の現況

事務局

くろまぐろ漁業を営むためには広域委員会の承認が必要となっているが、遊漁についても広域委員会指示により規制されている。規制内容として、30 kg未満である小型魚を原則採捕禁止や1人1日1尾までの採捕等の細かい制限がある。また、違反した場合の罰則も厳しくなっており、日本海でも11件の違反が確認されている。水産課としても引き続き監視を徹底していく。

委員

特に質疑応答はなし。

その他

委員

- ・七尾湾でイルカウォッチングの参加者が漁船の航路上で泳いでおり危険であるため、何かルール作りができないか。

事務局

- ・七尾市で各業界を集めた会議などの開催を考えていく必要があり、要請があれば県としても対応していきたい。